

# 和歌山県地域福祉推進計画 (改定版)

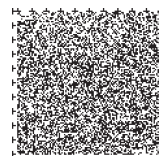
2020(令和2)年度～2024(令和6)年度

～支え合い、みんなでつくる  
地域共生社会の実現に向けて～

概要版



和歌山県



# I 計画の概要

## 1 計画改定の趣旨

- 地域共生社会の実現を目指し、多様化・複雑化する地域の生活課題に対応するため、市町村において、地域の多様な活動主体が連携する包括的支援体制が、速やかに県内全域で構築されるよう、和歌山県地域福祉推進計画を改定するものです。

## 2 計画の位置付け

- 和歌山県地域福祉推進計画は、2017（平成29）年3月策定の和歌山県長期総合計画の中の将来像のひとつである「未来を拓くひとを育む和歌山」を推進するための計画であり、「わかやま長寿プラン」、「紀の国障害者プラン」、「紀州っ子健やかプラン」、「和歌山県人権施策基本方針」等関連分野の他計画や方針との整合性を図りながら、連携しつつ、本県の地域福祉を推進していくものです。
- また、当計画は、社会福祉法第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定するものであり、市町村地域福祉計画の策定における指針としての性格を併せ有するものです。

## 3 計画の期間

当計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

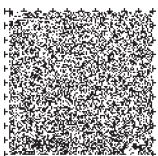
# II 地域を取り巻く環境

少子高齢化の進行や都市部への人口集中による地方の過疎化、生涯未婚率の上昇等による世帯規模の縮小やライフスタイルの多様化を背景に、血縁、地縁、社縁は脆弱化し、人と人とのつながりが希薄化し、「困ったときはお互いさま」といった支え合い機能が低下してきています。

地域においては、子供や高齢者、障害のある人に対する虐待、若年から中高年世代まで拡大したひきこもり等、様々な課題を抱えたまま地域や社会から孤立するケースが生じています。それぞれの世帯が抱える課題は、経済的困窮や病気、住まいの不安定など、複数の要因が絡まり複雑化しており、対象者ごとに縦割りで整備された既存の公的支援制度だけでは対応が難しい、いわゆる「制度の狭間」に陥り、支援が届きにくい状況にあります。

# III 計画の理念

和歌山県長期総合計画における将来像のひとつである「未来を拓くひとを育む和歌山」の実現を基本理念として、誰もが人権を尊重され、地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加でき誰もが役割を持ち、互いに支え合うことができる「地域共生社会」の実現を推進します。



# IV 計画の重点事項

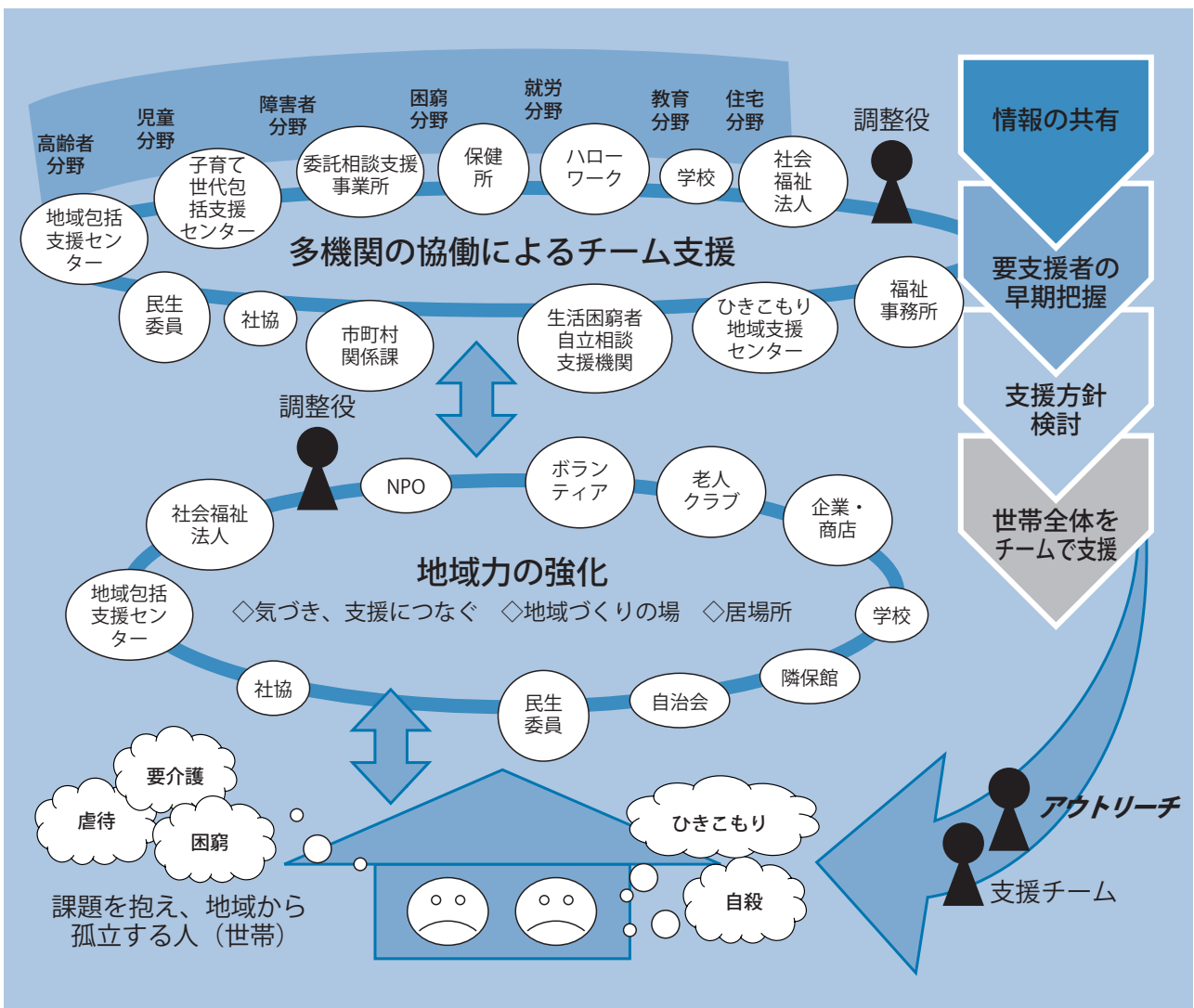
## 1 市町村における包括的な支援体制の構築推進

### ○ 地域力の強化

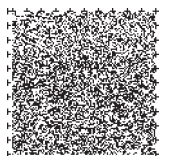
住民の主体的な参画のもと、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人等の地域福祉関係団体だけでなく、商店、学校等も含めた地域で活動する多様な組織が連携し、支え合う体制の構築を推進し、地域力を強化します。

### ○ 多機関の協働によるチーム支援

複合化、複雑化する課題に対応するため、行政の関係部署に加え、様々な支援機関が分野を超えて連携し、包括的に相談を受け止める体制の構築を推進します。



※図で表記している支援機関等は一例であり、地域により異なります。



## 2 地域福祉活動の推進

- 地域福祉を推進するためには住民の主体的な参画が必要です。地域住民が地域福祉の担い手として主体的に地域づくりに関わっていくためには、住民交流の場づくりや、地域の実情や地域活動に関する情報の提供を通じて、地域の担い手としての関心を高め、活動を促すきっかけづくりが重要となります。
- 県では、人権尊重の視点に立ち、地域における包括的支援体制整備や福祉サービスを利用しやすい環境づくり、地域福祉を支える人材の確保、避難行動要支援者の防災対策等、様々な事業に取り組むとともに、国・県の事業や支え合い活動の先行事例等の情報を提供することなどにより、市町村へ支援を行い、住民主体の地域福祉活動を推進します。
- 各市町村においては、地域の実状に応じて、国・県の事業や情報を活用し、支え合い活動を更に進めていくことが重要です。

### 【主な施策】

#### (1) 人権を尊重した地域福祉の推進

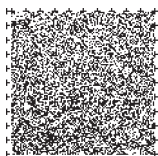
- ◇ 人権尊重の視点に立った行政の推進
- ◇ 人権教育・啓発の推進
- ◇ 相談・支援・救済の推進 など

#### (2) 地域福祉施策推進

- ◇ 生活困窮者の自立支援の推進
- ◇ 高齢者による地域助け合い活動の促進
- ◇ 子育て支援を通じた支え合い活動の促進
- ◇ 高齢者、障害者、児童に対する虐待防止
- ◇ 自殺対策の推進
- ◇ ひきこもり状態にある人への支援 など

#### (3) 地域福祉を担う多様な担い手づくり

- ◇ 民生委員・児童委員活動の促進
- ◇ ボランティア活動の促進
- ◇ NPO活動の促進
- ◇ 社会福祉協議会の活動への支援
- ◇ 福祉人材の資質の向上・定着の促進 など



(4) 福祉サービスの適切な利用の促進及び  
社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備

- ◇ 健全な事業運営の確保
- ◇ 福祉サービスの点検・評価
- ◇ 苦情解決の仕組みの整備
- ◇ 福祉サービスの適切な利用等の推進
- ◇ 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備 など

(5) 災害に強い地域づくり

- ◇ 災害に備えた地域づくりの推進
- ◇ 避難行動要支援者への支援体制強化
- ◇ 円滑な避難所運営の強化
- ◇ 社会福祉施設等の防災対策強化
- ◇ 防災知識の普及・啓発 など

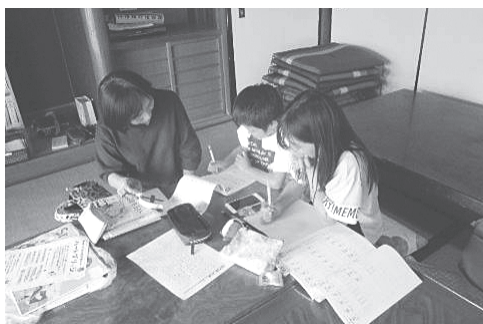
### 地域での取組事例

#### 【町社協の農福連携】

みなべ町社会福祉協議会では、福祉農園の取組を行っています。障害者、生活困窮者等の就労を支援することにより、生きがいや役割を創出するとともに、地域の活性化につなげています。



### 地域での取組事例

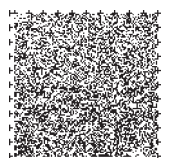


#### 【民間団体の居場所づくり】

一般社団法人はしっ子えがおサポート（愛称「ほれほれ」）は、子供から高齢者まで地域住民の居場所をつくること、子供の貧困の解消、子供達の夢の実現のサポート、地域コミュニティのつながりの強化を目的とし、子供の学習支援や、こども食堂などの活動をしています。

## 3 市町村地域福祉計画の策定支援

県内のすべての市町村で、地域の実情に対応した地域福祉計画が策定されるとともに、定期的な計画の進行管理及び見直しが行われるよう助言します。





和歌山県

和歌山県地域福祉推進計画〈改定版〉

(令和2年3月)

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2472

FAX 073-425-6560

県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp>

